

市有地随時（先着順）売払いのお知らせ

（令和6年3月～）



【館林市への移住をご検討されている方へ】

群馬県外にお住まいの方が市有地を購入して移住される場合、各種支援金の対象になることがあります。

支援金の詳細は9ページをご覧ください。

お問い合わせ（館林市）	
物件番号 2-1、2-2	館林市城町1番1号 緑のまち推進課 公園管理係 TEL：0276-47-5155

目 次

市有地随時（先着順）売払いの流れ…………… P 1

1. 市有地の売却について…………… P 3

2. 随時売払対象物件一覧	P 4
3. 買受申込み	P 6
4. 契約の締結	P 7
5. 売買代金の支払	P 8
6. 所有権移転登記及び土地の引渡し	P 8
7. その他注意事項等	P 9

【様式ほか】

市有財産買受申込書	P 1 0
誓約書	P 1 1
委任状	P 1 3
市有財産売買契約書	P 1 4

市有地随時（先着順）売払いの流れ

（１）買受申込み

市緑のまち推進課へ必要書類を直接持参（郵送不可、代理人可）してください。

（２）市有財産売渡決定通知書の送付

買受人決定後、買受人へ市有財産売渡決定通知書を送付します。

（３）契約保証金の納付

契約金額の１０％以上（１万円未満切上げ）の金額を契約締結前までに納めていただきます（契約締結時に売買代金の全額を支払う場合は必要ありません）。

（４）売買契約の締結

市有財産売渡決定通知書を受け取った日から５日以内に売買契約の締結を行っていただきます（土、日、祝日、年末年始は除く）。

「市有財産売買契約書」２部に記名押印（割印）の上、１部に収入印紙を貼付し、市へ提出してください。

（５）売買代金の納付

契約締結日から６０日以内に売買代金を納めていただきます。

契約保証金については、売買代金に充当します。

（６）所有権移転登記

売買代金の完納確認後、市が所有権移転登記を行います。

登記に必要な「登録免許税等」は買受人の負担となります。

（７）土地の引渡し

登記完了後、関係書類及び現状のまま土地を引渡します。

1. 市有地の売却について

【はじめに】

館林市では先着順で市有地を随時売却します。

買受を希望されるかたは、本お知らせ及び各物件調書をご覧ください、
現地及び内容等をよくご確認のうえ、必要書類を提出してください。

ご不明な点は、以下の問合せ先までお問い合わせください。

【問合せ先】

物件番号	所管課（所在地）	電話番号
2-1 2-2	緑のまち推進課公園管理係 （城町1番1号）	0276（47）5155

【買受申込にあたって】

①売却物件の概要等を、物件調書に掲載してありますのでご覧ください。

なお、土地は現状有姿のまま引渡します。

②市による現地説明は行いませんので、ご自身にて現地のご確認をお願いします。

③買受申込にあたっては、本書記載事項、物件調書、現地の状況及び利用制限等について十分にご確認・ご了承のうえでご提出ください。

2. 随時売払対象物件一覧

○ 物件番号 2 - 1

土地の所在地	登記地目	地積 (㎡)	売却価格 (円)	単価 (円/㎡)
大街道三丁目 757-1	宅地	335.29	9,960,000	29.800

○ 物件番号 2 - 2

土地の所在地	登記地目	地積 (㎡)	売却価格 (円)	単価 (円/㎡)
大街道三丁目 758-1	宅地	335.49	9,960,000	29.700

3. 買受申込み

(1) 受付時間

午前9時00分から正午、午後1時00分～午後5時00分まで
(土、日、祝日、年末年始は除く)

(2) 受付場所

物件番号 2 - 1、2 - 2

館林市役所 4 階 緑のまち推進課 (城町 1 番 1 号)

(3) 買受申込者の資格

- ① 買受申込できる方は、個人及び法人とします。
- ② 次に挙げる者は、買受申込できません。

- ア 当該買受に係る契約を有する能力を有しない者
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

（４）申込方法

必要書類を直接持参（代理人可）してください。（郵送不可）

（５）必要書類

- ①市有財産買受申込書（１０ページ）
 - ②誓約書（１１ページ）
 - ③印鑑登録証明書（原本）（法人の場合は代表者の印鑑登録証明書）
 - ④住民票（原本）（外国人の場合は外国人としての住民登録を証明する書面、法人の場合は履歴事項全部証明書）
- ※③・④は、申込時点で２週間以内発行のものに限ります。
- ⑤委任状（申込を代理人に委任する場合）（１３ページ）

（６）その他（注意事項等）

- ①提出された書類は、返却いたしません。
- ②１物件に対して２者以上の連名（共有）による申込も可能です。
- ③１者（共有を含む）が２物件以上を申し込む場合、（５）に記載する申込に必要な書類①及び②については、それぞれ必要ですが、③及び④については、２物件目以降の申し込みの場合はコピーでの提出が可能です。
- ④共有者がいる場合は、住民票及び証明書がそれぞれに必要です。
- ⑤売買契約及び所有権移転登記は、買受申込書に記載の名義となります。

4. 契約の締結

（１）市有財産売渡決定通知書の送付

買受人決定後、買受人へ「市有財産売渡決定通知書」を送付します。

(2) 契約保証金の納付

売買契約の締結前までに、契約金額の10%以上（1万円未満切上げ）の金額を契約保証金として納付していただきます。ただし、契約締結時に売買代金の全額を支払う場合は、契約保証金を納入したものとみなします。

(3) 売買契約の締結

- ①市有財産売渡決定通知書を受け取った日から5日以内に「市有財産売買契約書」（14ページ）に記名押印のうえ、物件の所管課へ2部持参し契約締結してください。
- ②契約書（物件番号1、2は1部）に収入印紙の貼付をお願いします。収入印紙代は買受人の負担となります。
- ③納付期限までに売買代金が納められない場合は、当該契約は無効となりますのでご注意ください。

5. 売 買 代 金 の 支 払

(1) 売買代金の支払

- ①売買契約締結の日から、60日以内に売買代金から契約保証金を差し引いた代金を納付していただきます。
- ②売買代金は、市が発行する納入通知書により、納付期限までに館林市指定金融機関等に納付していただきます。
（指定金融機関等一覧）
 - ・ 館林信用金庫 本、支店 ・ (株)群馬銀行 本、支店
 - ・ (株)足利銀行 本、支店 ・ (株)東和銀行 本、支店
 - ・ ぐんまみらい信用組合 本、支店 ・ 中央労働金庫 本、支店
 - ・ 邑楽館林農業協同組合 本、支店
- ③納付期限までに売買代金が納められない場合は、当該契約は無効となり、納付した契約保証金は違約金として館林市へ帰属することとなりますので、十分ご注意ください。

6. 所有権移転登記及び土地の引渡し

（１）所有権移転の時期

所有権については、売買代金の全額を納付したときに移転します。

（２）所有権移転の登記

- ①所有権移転登記の手続きは売買代金納付の確認後に行います。
- ②登記手続は館林市が行いますが、諸費用（登録免許税、必要書類準備に係る費用等）は買受人の負担となります。

（３）土地の引渡し

物件は所有権移転登記完了後、関係書類とともに現状有姿で引渡します。

7. その他注意事項等

- ① 買受申込書に事実と相違する記載があった場合は、買受申込が無効となる場合があります。
- ②物件調書の内容や担当課の説明に異なる事項があった場合は、現状有姿を優先とします。
- ② 現状有姿での引渡しのため、売買時に新たな境界明示、境界立会い、測量は実施いたしません。
- ④土壌調査、地盤調査、地中埋設物調査等を行っておりません。必要な場合は、買受人が行ってください。
- ⑤上記の結果、地盤改良等の必要性が認められた場合であっても、市は責任を負いません。
- ⑥電柱等の構造物については、現状有姿のまま引渡しますので、移設等については買受人が関係者と協議してください。
- ⑦売払物件は現状有姿での引渡しとなりますので、土地利用に関する法令等諸手続きについては、買受人の責任において関係各所と調整を行ってください。
- ⑧館林市では、下記の移住支援を行っています。

・館林市わくわく地方生活実現支援金

東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）から館林への移住にかかる

一時的な経済負担を軽減するため、支援金を支給するもの。

・市有地活用移住定住支援金

県外から移住し、市有地を購入して住宅を建築した方に支援金を支給するもの。

※支援金の支給には各種要件があります。

各種支援金の対象となる場合がございますので、移住支援に関するご質問、ご相談は企画課政策推進係にお問い合わせください。

企画課政策推進係 電話番号：０２７６（４７）５１０２

令和 年 月 日

市有財産買受申込書

館林市長 多田 善洋 様

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

実印

連 絡 先

以下の物件について買受申込をしたいので、本買受申込書を提出します。

1 財産の表示

物件番号	土地（物件）の所在地	地積（㎡）

2 買受金額

億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

3 添付書類

- 1) 申込者が個人の場合は、住民票（外国人の場合は外国人登録済証明書）及び印鑑登録証明書（いずれも発行後2週間以内のもの）
- 2) 申込者が法人の場合は、法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書及び代表者の印鑑登録証明書（いずれも発行後2週間以内のもの）
- 3) 共有名義で申し込む場合は、全員が記名押印し、名前の横に持分割合を明記してください。また共有者全員の住民票及び印鑑登録証明書も添付してください。

物件番号

令和 年 月 日

誓 約 書

館林市長 多田 善洋 様

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

実印

※共有名義の場合

(共有者) 住 所

氏名又は名称

及び代表者名

実印

私は、館林市が行う市有地随時（先着順）売払いの買受申込にあたり、下記の事項について承諾し、誓約します。

記

- 1 私は、以下の各号に定める者ではありません。
 - ・当該買受に係る契約を締結する能力を有しない者
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 2 私は、以下の各号に定める場合であっても、損害賠償その他名目のいかなを問わず、何ら請求、異議、苦情等を申し立てません。
 - ・前項に該当すると認められ、買受申込を取り消された場合
 - ・買受申込書に事実と相違する記載があり、買受申込が無効とされた場合
- 3 私は、市有地の買受に当たり以下の各号に定める内容をすべて承諾いたします。

- (1) 本件土地は、現状有姿での引渡しのため、売買時に新たな境界明示、境界立会い、測量を実施いたしません。物件番号 3、4、5 に関しては、土地区画整理事業の完了時に「出来形確認測量」を行い、その結果、購入いただいた市有地の地積に増減が生じた場合、契約時の単価により売買代金を清算させていただきます。
- (2) 本件土地は、現状有姿での引渡しのため、土壌調査、地盤調査、地質調査等を行っておりません。必要な場合は、買受人が行ってください。なお、地盤改良等の必要性が認められた場合であっても、市は責任を負いません。
- (3) 電柱等の構造物については、現状有姿のまま引渡します。移設等については関係者と買受人が協議してください。
- (4) 本件土地の利活用に当たっては、土地利用に関する法令等諸手続きが必要となる場合があります。買受人の責任において関係各所と調整を行ってください。
- (5) 土地の引渡し後において、本件土地の使用方法等が起因となって発生したトラブル、紛争等、いかなる諸問題が生じた場合においても、館林市は一切その責任を負いません。必ず買受人において問題を解決してください。
- (6) 物件調書の内容や担当課の説明に異なる事項があった場合は、現状有姿を優先とします。
- (7) その他「市有地随時（先着順）売払いのお知らせ」及び「物件調書」に記載された内容等をすべて確認し、理解したうえで、買受申込を行います。

委 任 状

令和 年 月 日

館林市長 多田 善洋 様

(委任者) 住 所
氏名又は名称
及び代表者名 実印

※共有名義の場合

(共有者) 住 所
氏名又は名称
及び代表者名 実印

私は、下記の者を代理人と定め、市有地随時（先着順）売払いに係る一切の権限を委任します。

記

代理人 住 所
氏名又は名称
及び代表者名 ⑩

(注意事項)

委任者は、実印を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。
法人の場合は、名称及び代表者氏名を記入してください。

市有財産売買契約書 ※土地区画整理事業施行地区内用

売出人 館林市（以下「甲」という。）と買受人【買受人氏名】（以下「乙」という。）
とは、次の条項により市有財産の売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買）

第2条 甲はその所有する次に掲げる土地（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、
乙はこれを買受ける。

（西部第一中土地区画整理事業施行地区内）

従前の土地				仮換地		
所在	地番	地目	登記地積(㎡)	街区番号	符号	地積(㎡)

2 売買物件は、現状有姿での引渡しとする。

（売買代金）

第3条 売買物件の代金は、金【売買代金】円とする。

2 土地区画整理完了時に行う出来形確認測量において、売買物件の地積に増減が生じた場合は、契約時の単価により売買代金を清算する。

（境界）

第4条 甲は、本契約に当たり、売買物件の新たな境界明示、境界立会い及び測量を実施しない。

（調査）

第5条 甲及び乙は、売買物件に係る土壌調査、地盤調査、地中埋設物調査その他本件土地に係る一切の調査をしていない状態での売り渡しになること、調査が必要となった場合においても、乙が自己の責任と負担において実施し、甲は調査費用を負担しないことを相互に確認する。

2 売買物件の土壌改良、地盤改良等の対策が必要となった場合、その一切の費用は乙が負担するものとし、乙は甲に対して損害賠償その他名目いかんを問わず、何らの請求、異議、苦情等を申し立てないものとする。

(契約保証金)

第6条 乙は、本契約の締結前に、契約保証金として売買代金の10分の1以上（1万円未満切上げ）を甲の指定する金融機関に納入しなければならない。

2 契約保証金には、利子を付さないものとする。

3 契約保証金は、第20条に規定する損害賠償額の一部とは解さないものとする。

4 契約締結時に売買代金の全額を支払う場合は、これを納入したものとみなす。

(契約の費用)

第7条 本契約に要する費用は、全て乙の負担とする。

(売買代金の支払)

第8条 乙は、売買代金から契約保証金を控除した金額を、甲が発行する納入通知書により指定期日までに甲に支払わなければならない。この場合において、第6条に規定する契約保証金は、売買代金に充当する。

(所有権の移転)

第9条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに、甲から乙に移転する。

(所有権移転登記)

第10条 甲は、前条の規定による売買代金の完納後、速やかに、所有権移転登記を行うものとし、乙はこれに対応した責を果たすものとする。

2 前項の登記費用（登録免許税）は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第11条 前条の所有権移転登記が完了したときは、甲は遅滞なく登記関係書類及び売買物件を乙に引き渡すものとする。

(売買物件の使用・収益)

第12条 乙は、前条により売買物件の引渡しを受けたときは、当該売買物件を使用し、又は収益することができる。

(契約不適合責任)

第13条 乙は、本契約締結後、売買物件に種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求、契約の

解除又は追完請求をすることはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合、乙が引渡しの日から2年を経過する前に、甲に対し不適合の事実を通知した場合は、当該不適合の程度に応じた売買代金の減額請求又は追完請求をすることができるものとする。ただし、請求に当たっては、乙は甲と協議するものとする。

（行為の制限）

第14条 乙は、売買物件に関して、本契約の締結日から次に該当する行為をしてはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業のために使用すること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する使用をすること。
- (3) 前2号のいずれかに該当することを知らながら、所有権を第三者に移転し、又は貸し付けること。

（契約の解除）

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、自らの責めに帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙はこれにより損害が生じて甲にその損害を請求することはできない。

（原状回復の義務）

第16条 乙は、甲が前条の規定により本契約を解除したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復し返還しなければならない。ただし、甲が承認したときは、現状のまま返還することができる。

（違約金）

第17条 乙は、甲が第15条に基づき解除権を行使したときは、違約金として売買代金の10分の1を、甲に支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、第6条の規定により契約保証金の納入が行われているときは、甲

は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができるものとする。

3 違約金は、第20条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(返還金)

第18条 甲は、第15条に基づき解除権を行使したときは、支払済みの売買代金を乙に返還するものとする。ただし、当該返還金に利息を付さない。

(公租公課の負担)

第19条 売買物件に係る公租公課その他の費用は、売買物件の引渡し完了の日までは甲の負担とし、以降については乙の負担とする。

(損害賠償)

第20条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第21条 乙は、第15条の規定により本契約が解除された場合において、売買物件に投じた必要費、有益費その他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(返還金の相殺)

第22条 甲は、第18条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第17条に定める違約金又は第20条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺することができる。

(管轄裁判所)

第23条 本契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第24条 本契約に定めていない事項又は本契約の条項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

令和 年 月 日

乙（買受人） 住 所
氏名又は名称
及び代表者名

(印)